

重点医師偏在対策支援区域における  
診療所の承継・開業支援事業

資料7-2

1 事業開始 令和8年度

2 事業目的 支援区域において、承継又は開業する診療所の施設・設備整備及び地域への定着に対する支援を行う。なお、地域への定着支援は、承継又は開業した日から最大3年とする。

3 根拠法令等 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業実施要綱

4 事業内容

①施設整備事業

診療所の運営に必要な診療部門（診察室、処置室等）や、診療部門と一体となった医師・看護師住宅の整備費

補助対象	補助単価	補助率
次に掲げる基準面積に右記の単価を乗じた額の合計額	1㎡あたり	国
【基準面積】	鉄筋コンクリート	1/3
診療部門	: 558,000 円	都
ア 無床の場合 160 ㎡	ブロック	1/6
イ 有床の場合	: 444,000 円	事業者
(ア) 5床以下 240 ㎡	木造	1/2
(イ) 6床以上 760 ㎡	: 362,000 円	
診療部門と一体となった医師住宅 80 ㎡		
診療部門と一体となった看護師住宅 80 ㎡		

②設備整備事業

診療所の運営に必要な医療機器の購入費

対象経費	基準額	補助率
診療所として必要な医療機器等購入費	1か所当たり	国
	16,500 千円	1/3
		都
		1/6
		事業者
		1/2

③地域への定着支援事業

診療所を承継又は開業する場合の地域への定着に必要な経費

対象経費	基準額	補助率
診療所の運営に必要な次に掲げる経費 ・職員基本給 ・職員諸手当 ・非常勤職員手当 ・報償費 ・旅費 ・備品費 (単価 50 万円未満に限る。) ・消耗品費 ・材料費 ・印刷製本費 ・通信運搬費 ・光熱水料 ・借料及び損料 ・社会保険料 ・雑役務費 ・委託費	1 か所当たり次により算出された額 (1) ア 診療日数 1～129 日 $6,200 \text{ 千円} + (71 \text{ 千円} \times \text{実診療日数})$ イ 診療日数 130～259 日 $6,200 \text{ 千円} + (77 \text{ 千円} \times \text{実診療日数})$ ウ 診療日数 260 日以上 $6,200 \text{ 千円} + (87 \text{ 千円} \times \text{実診療日数})$ (2) 訪問看護による加算額 $25,000 \text{ 円} \times \text{訪問看護日数}$	国 4/9 都 2/9 事業者 1/3